

企業年金の財政運営に係る迅速かつ適切な対応について、改めてのお願い

世界的な金融危機に端を発し、実体経済の急速な悪化により想定を超えて企業業績が悪化し、市場の急速かつ大幅な変動、いわゆる「世界経済の大調整」に直面しています。このことは市場運用を前提とする企業年金資産にも深刻な影響を与え、母体企業の業績悪化と相まって、企業年金制度を維持し年金受給権を守る上で、各企業年金をめぐる状況は極めて厳しいものとなっています。

この未曾有の危機を何とか乗り越えるために、昨年12月15日と本年2月3日、二度にわたり企業年金の財政運営等に係る緊急対策要望事項を提出し、迅速かつ必要な対応をお願いしたところです。

現在、平成20年度の企業年金の運用状況が明らかになりつつありますが、20%を超えるマイナス利回りとなる企業年金も多く、大多数が継続基準、非継続基準を満たすことができないことが確実視されています。また、6月に決算理事会・代議員会を開催する予定の企業年金も多く、厳しい決算が予想されるなかで早急な対応が求められています。

一方、政府・与党においては、実体経済の急激な悪化を踏まえ、4月10日、深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、経済の「底割れ」のリスク、世界経済の大調整という「構造的な危機」を克服するための「経済危機対策」をとりまとめ、政策の総動員、迅速な対応を打出しています。なかでも企業年金については、「厚生年金基金等に対する積立金不足解消のための追加掛金拠出の猶予等」が実施されることになりました。

これまでの要望事項は、いずれも企業年金の存続、年金受給権の維持に直結する問題であり、各企業年金とも将来を見据え適切にかつ節度を持って対応していく所存です。この危機を官民上げて何とか乗り越えていくため、遅くとも5月中に具体的対応の方針を確立していただけるよう、改めてお願い申し上げます。また、手続きはできるだけ簡素で、内容は公平なものになるよう、併せてお願い申し上げます。

平成21年4月27日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿